



公益社団法人日本青年会議所
トレーニングガイドライン

JCI Japan Training Guideline

JCI Japan Training Standards, Rules and Operational Procedures

Ver12-2019

Japan Leadership Academy Commission 2018



1. 定義	4
2. JCI Japan Training の目的	4
3. トレーナーについて	4
3.1 トレーナー登録	4
3.1.1 シニアの登録	4
3.1.2 継続	4
3.2 責務	4
3.3 情報提供	4
3.4 罰則	4
4. JCI Japan Training Library	5
4.1 ライブラリ登録	5
4.2 管理	5
4.3 プログラム実施	5
4.4 主催	5
4.4.1 受講者	5
4.5 開催	5
4.6 トレーニング時間	5
4.6.1 対象外	6
4.6.2 遡及	6
4.6.3 積算要件	6
4.7 開催負担金	6
4.7.1 免除	6
5. 資格申請	6
6. 日本JC公認トレーナー制度	6
7. アシスタントトレーナー（AT）	6
7.1 JCIコース	6
7.2 日本JC公認プログラム	7
8. ヘッドトレーナー（HT）	7
8.1 JCIコース	7
8.1.1 HTの指針	8
8.1.2 担当モジュール	8
8.1.3 HTの養成	8
8.1.4 トレーニング時間	8
8.1.5 HTの役割	8
8.1.6 管理者としての役割	8
8.2 日本JC公認プログラム	8
8.3 担当時間	9
9. トレーナー養成勉強会（トレーナートレーニング）	9



9.1 開催	9
9.1.1 最低人数	9
9.1.2 告知	9
9.1.3 HTの選定	9
9.1.4 コースマネージャー (CM)	9
9.1.5 費用	9
9.1.6 JCIコースの場合	9
9.1.7 中止	10
9.2 資格認定	10
9.3 トレーニング時間積算	10
10. 旅費交通費等の受給規則	10
11. 派遣トレーナー規則	10
11.1 変更の場合	10
12. トレーナーリスト	10
13. 禁止事項	10
14. トレーナーの定年	11



1. 定義

JCI Japan Training Guideline（以下「本ガイドライン」とする）はJCI Training Policy Manualに準じ、公益社団法人日本青年会議所（以下「NOM」とする）および各地会員会議所（以下「LOM」とする）ならびにNOM登録の日本JC公認トレーナー（JCI Japan Trainer、以下「トレーナー」とする）が遵守すべき項目を定めるものとする。

2. JCI Japan Training の目的

JCI Japan TrainingはJCI VisionおよびJCI Missionを推進、達成するために、すべての現役会員やトレーナーのリーダーシップトレーニングの機会を創造し提供すること、およびNOMならびにLOMのJC運動を円滑に進められるようにすることを目的とする。プロのトレーナー養成機関ではない。

3. トレーナーについて

トレーナーは何よりもまず JCI 会員であり、JCI Mission を意識した活動をしなければならない。トレーナーは会員のために存在し、自身のキャリア構築を目的としてはならない。理想的なトレーナーは自身が得たスキルを他のメンバーに提供することで、そのメンバーが JCI Mission をより効果的に遂行し、それにより JCI の活動が世界的に拡大していく契機となることである。

3.1 トレーナー登録

トレーナーは基本的なプレゼンテーション能力を会得している必要があるため、Presenterを受講していなければならない、かつJCI Missionを理解し実現するための必要な能力を会得するため、JCI-ImpactおよびJCI-Achieveを受講した後に、誓約書およびプロフィールを提出し担当委員会の承認を得なければならない。提出方法は書面または書面を電磁的な記録にしたものをE-mailにて送信のどちらか一方とする。

3.1.1 シニアの登録

日本の青年会議所を卒業した者がトレーナー登録をする場合には、42歳以下でヘッドトレーナー（HT）資格を有していなければならない。

3.1.2 継続

既にトレーナー登録をしている者が次年度もトレーナー活動を継続する場合には、次年度1月1日から2月末日までに【3.1】に定めるものを提出しなければならない。

3.2 責務

トレーナーはJCI Japan Training GuidelineおよびJCI Skills Development Policy Manualを遵守し、積極的に研修の実施と後進の育成を行わなければならない。また年1回以上のトレーナー活動をしなければならない。

3.3 提供情報

トレーナーから提供される情報はすべて正確であり真実を反映しており、JCI・NOM・LOM等によって実証されたものとして信用するものである。何らかの目的で虚偽の情報が提供された場合には深刻な違反であるとみなされる。

3.4 罰則

本ガイドラインが遵守されない場合、または以下のような違反行為があった場合トレーナー登録を停止、抹消する場合がある。

- a. JCI コース、日本 JC 公認プログラムの要素を引用した独自のコースを開催した場合。
- b. JCI コース、日本 JC 公認プログラムの内容を独自に変更し、受講者に趣旨目的



- が誤って伝わるようなプログラムを開催した場合。
- c. トレーナーが金銭を要求した事実が判明した場合。
 - d. その他、担当委員会が不適切だと認める行為が判明した場合。

4. JCI Japan Training Library

JCI Japan Training Library（以下「ライブラリ」とする）とは、JCI Course（以下「JCIコース」）ならびに公益社団法人日本青年会議所が認定した日本JC公認プログラムを総称する。（ライブラリの個々のコースおよびプログラムは以下「プログラム」とする）

4.1 ライブラリ登録

ライブラリ登録をするには、以下のすべてを満たさなければならない。

- a. プログラムがJCIまたはNOM理事会の審議可決を受けていること。
- b. HT有資格者のトレーナーの監修を受けていること。
- c. スライド・トレーナーズマニュアル・受講生用テキスト・タイムスケジュール・アウトライン等が適切に作成されていること。
- d. プログラムを実施・管理するトレーナーリストが担当委員会に提出されていること。

4.2 管理

プログラム管理は以下の通りとする。

- a. JCIコースはJCI Skills Development Policy Manualに準じ、またNOM事務局および担当委員会により管理される。
- b. 日本JC公認プログラムはNOM事務局および担当委員会により管理される。

4.3 プログラム実施

プログラムは、以下に定めるプログラム毎のHTのみ実施することができる。

- a. 日本JC公認プログラムは担当委員会認定のHT資格者。
- b. JCIコースはJCI Skills Development Policy Manualの要件及び本ガイドラインに定めた担当委員会認定のHT資格者であること。
- c. 全てのプログラムについて、公益社団法人日本青年会議所 会頭より指名され、HT認定を受けた者または、担当委員会によるHT認定会議により認定された者。

4.4 主催

プログラムは原則としてNOMおよびLOMならびに各地会員会議所会員（以下「会員」とする）のみが主催することができる。但し、海外LOM（日本に拠点のある海外LOMを含む）からの依頼があった場合にも、担当委員会にて検討の上、開催を判断する。

4.4.1 受講者 担当委員会が別途定めるプログラムは、受講生に会員以外の者が含まれてはならない。

4.5 開催

プログラムを開催する場合は、主催者は「セミナー開催書」（申込）の提出をしなければならない。また、開催後は主催者およびHTは「セミナー開催書」（報告）を提出しなければならない。

4.6 トレーニング時間

プログラム参加時間を国内トレーニング時間の対象とする。国際トレーニング時間は「国外セミナー開催書」により開催が確認できたもの、またはJCI Trainingに記録された International eventにより記録されたものが対象となる。



4.6.1 対象外

「セミナー開催書」(申込)を提出せずにプログラムを実施した場合にはトレーニング時間の対象外とする。プログラムを実施後に「セミナー開催書」(報告)を提出しない場合もトレーニング時間の対象外とする。

4.6.2 遡及

4.6.1により対象外となったプログラムおよび新規にライブラリ登録されたプログラムの認定日以前に開催されたものを遡及してトレーニング時間とすることはできない。

4.6.3 トレーニング時間加算要件

- a. 原則として実際のトレーニング時間(ステージタイム)がトレーニング回数の対象となる。
- b. 15分以上のステージタイムを1回とする。
- c. 複数のトレーナーがいる場合、過度に合計時間がセミナー時間を超えないよう配慮する。
- d. 担当委員会により回数積算が認められない場合がある。
- e. トレーナー養成勉強会でのトレーニング回数は上限1回まで。但し、公開セミナーのATで入る場合は1回を加算することができる。

4.7 開催負担金

主催者は原則として、プログラムおよびカスタマイズセミナーを実施する場合、開催負担金として1プログラムの開催につき10,000円をNOM事務局に支払わなければならない。

4.7.1 免除

実施プログラムのHTが主催者のLOM所属の場合には開催負担金を免除する。その他、担当委員会が認めた場合も同様とする。

5. 資格申請

JCI-Achieve、JCI-Impactを修了した者は、JCIホームページ上で各自トレーナー資格取得者として登録可能だが、事前に担当委員会へ申請書を提出の上、承認を経たのちに登録作業を行うこととする。

6. 日本JC公認トレーナー制度

JCI Missionを果たすため、すべてのLOMやNOMの役員は常に高いレベルでの職務と責任を担う必要があります。この制度は青年のために機会を提供し、役員をはじめとした会員をトレーニングするため、JCIにより構築されたものを日本JCとして採用し改善を加えたものである。

7. アシスタントトレーナー(AT)

7.1 JCI コース

JCIコースのATになるためには現役会員でありかつJCI-Achieve、JCI-Impact及びPresenterを修了(ナレッジテストを合格した者を指す。以下同)し、JCI Skills Development Policy Manualの要件をすべて満たした上で以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. トレーナー養成勉強会を修了し、かつ1名のHTより内容の理解度とスキルを確認されたうえで、そのHTの推薦を受けていること。
- b. 申請プログラムについて受講経験があり、さらに最低3回以上のトレーニー経験をし、1名のHTより内容の理解度とスキルを確認されたうえで、そのHTの推薦を受けていること。



c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準を満たしたうえで「AT申請書」を提出し、担当委員会よりAT認定がされた場合にATとなることができる。ATはHTから、すべてのモジュールを満足できる内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。全ての JCI コースのトレーナーガイドに記載されている AT の役割と指針は、本ガイドラインと JCI Skills Development Policy Manualの一部とみなされる。ATはコース日程のすべてに出席していなければならない。また、対象となるコース修了後3年を経過し、または3年間ATを務めなかった場合にはATとして活動することができない。この場合には再度対象コースを修了することによりATとなる資格を得られる。

7.2日本JC 公認プログラム

日本JC公認プログラムのATになるためには、現役会員であり、JCI-Achieve、JCI-Impact 及び Presenter を修了し、以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. トレーナー養成勉強会を修了し、かつ1名のHTより内容の理解度とスキルを確認されたうえで、そのHTの推薦を受けていること。HTによる推薦のタイミングは任意だが、トレーナー養成勉強会修了時点で推薦可能な場合には報告書提出により認定される。後日推薦を受ける場合には現場回数1回以上を必要とし、その現場に於いて1名のHTより内容の理解度とスキルを確認される必要がある。
- b. 申請プログラムについて受講経験があり、さらに最低3回以上のトレーナー経験をし、1名のHTより内容の理解度とスキルを確認されたうえで、そのHTの推薦を受けていること。
- c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準を満たしたうえで「AT申請書」を提出し、担当委員会よりAT認定がされた場合にATとなることができる。ATはHTからすべてのモジュールを満足ある内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。全ての日本JC公認プログラムのトレーナーガイドに記載されているATの役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。ATはコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合には担当委員会によりAT資格を抹消されることがある。

8. ヘッドトレーナー (HT)

8.1 JCI コース

JCIコースのHTになるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

- a. JCI-Achieve・JCI-Impact・JCI-Admin・Presenterを修了していること。
- b. AT資格を有すること。
- c. 3種類以上のプログラムのAT又はHTであること。
- d. 申請プログラムについて最低5回以上のトレーニング回数があること。
- e. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- f. トレーナー育成が実施できること。

※尚、cに定めるトレーニング回数から、JCI3コースのヘッドトレーナーを目指す場合に限り、以下の役職を経験した者はトレーニング回数を減算することができる。減算時間は累積することができるが、1コースにつき最大2回を上限と定める。

減算 1 対象 : 日本青年会議所議長委員長以上の役職経験者、地区会長経験者、ブロック会長経験者、LOM 理事長経験者

減算 0.5 対象 : 地区役員経験者、ブロック役員経験者

上記を満たしたうえでHT2名の推薦を受け「HT申請書」を提出し、担当委員会によりHT認定がされた場合にHTとなることができる。上記によらない場合であっても、担当



委員会の推薦により公益社団法人日本青年会議所 会頭がHT認定をする場合がある。また、担当委員会による HT 認定会議により認定する場合がある。全てのJCIコースのトレーナーガイドに記載されているHTの役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。HTはコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合は担当委員会によりHT資格が剥奪され、再びATとなる場合もある。

8.1.1 HTの指針

JCI コースの HT の主な役割は、コース管理・支援・品質が最高のレベルに保つことであり、特に重要なことはコースの目標と成果をしっかりと理解し、コース終了時にはそれらが達成されていることである。

8.1.2 担当モジュール

JCIコースのHTは、初ATがいる場合に主要モジュールを行うのはもちろんであるが、他のモジュールはATに担当させなければならない。2回目のATはHTの判断により主要モジュールを担当することができる。JCI各コースのトレーナーガイドには初回と2回目以降のATに割り当てることができるモジュールを指定している。

8.1.3 HTの養成

JCI Japan Trainingの戦略は、可能な限り必要に応じて多くのJCIコースのHTを誕生させることであり、外国や遠方からHTを招聘するような数少ない機会では、積極的に地元のATを参加させるべきである。1つだけではなく複数の資格を持つHTを招聘することでコストが削減でき、将来JCIコースのHTになる機会を地元のATに提供することができる。

8.1.4 トレーニング時間

JCI Training Commissionにより定められている時間がトレーニング時間となる。これはコース修了後オンライン上で確認できる。

8.1.5 HTの役割

JCIコースのHTは、トレーナーガイドに則り、内容が的確に伝えられているか、ATのパフォーマンスを監督しなければならない。もしATにモジュールの目的から逸脱するような内容の不備やトピックの欠如が見られた場合には、HTはATが正常な進行に回帰できるように効果的なサポートをする必要がある。(HTはATのプレゼンテーション中に休憩をとることや、HTが追加解説をすることができる)

8.1.6 管理者としての役割

JCIコースのHTは当然ながらコース管理の最終的な責任者であり、その内容は次に掲げる通りである。

- a. コースはマニュアルに則って進行しているか。
- b. コースの目的と成果を達成しているか。
- c. 最高の水準が保たれ、受講生は尊重され、満足しているか。
- d. 教材、告知、配信のすべてはJCI トレーニングのルールに則っているか。
- e. 主催者、設営者、トレーナーはそれぞれお互いの職務に敬意をもっているか。
- f. 受講生は受講による気づきや感謝を感じているか。
- g. 最終的な受講生の受講をオンライン登録を通して報告完了しているか。

8.2 日本JC公認プログラム

日本JC公認プログラムのHTになるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

- a. JCI-Achieve・JCI-Impact・JCI-Admin・Presenterを修了していること。



- b. AT資格を有すること。
- c. 3種類以上のプログラムのAT又はHTであること。
- d. 申請プログラムについて最低5回以上のトレーニング回数があること。
- e. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- f. トレーナー育成が実施できること。

上記を満たしたうえでHT2名の推薦を受け「HT申請書」を提出し、担当委員会によりHT認定がされた場合にHTとなることができる。上記によらない場合であっても担当委員会の推薦により公益社団法人日本青年会議所 会頭がHT認定をする場合がある。

また、担当委員会によるHT認定会議により認定する場合がある。

全ての日本JC公認プログラムのトレーナーガイドに記載されているHTの役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。HTはコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合は担当委員会によりHT資格が剥奪され、再びATとなる場合もある。

8.3 担当時間

すべてのHTはトレーナー育成のために、プログラムについて最大で全体の60%をATに担当させることを推奨する。

9. トレーナー養成勉強会（トレーナートレーニング）

トレーナー養成勉強会（以下「トレトレ」とする）はプログラムについての理解を深め、セミナーを実施するための必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

9.1 開催

トレトレは担当委員会およびトレーナーが「トレーナー養成勉強会開催書」（申込）をNOM事務局に提出することにより開催できる。また、終了後1週間以内に主催者およびHTは「トレーナー養成勉強会開催書」（報告）に所定の事項を記載のうえ、NOM事務局に提出しなければならない。

9.1.1 最低人数

トレトレを開催するためには、3名以上の参加者がいなければならない。

9.1.2 告知

トレトレの開催にあたり主催者および担当委員会は広く参加者を募らなければならない。

9.1.3 HTの選定

トレトレのHTは該当プログラムを3回以上HTとしてのセミナー経験のあるトレーナーであること。内容は標準化プログラムでなければならない。

9.1.4 コースマネージャー（CM）

トレトレの開催にあたり主催者はHT監督のもとCMを選任し、設営、備品、参加者等の管理をおこなう。

9.1.5 費用

開催に係る費用は受益者負担を原則とする。開催負担金は免除する。

9.1.6 JCIコースの場合

JCIコースのトレトレを開催する場合には、原則としてJCI Web Site上にコース開設は行わない。但し、HTが必要と認めた場合、公開セミナーについては別途コース開設を行う。



開催申込は通常のトトレと同じ方法で行う。内容はモジュール単位でも可とするが、資格認定はJCIおよびNOMとしても行わない。参加者は原則として、開催コースの受講経験があり【7.1】に該当する資格者とする。

9.1.7 中止

申込期日までに既定の参加者数に満たない場合や、開催に適さない状況などの場合にはHTまたは担当委員会の判断により開催を中止することができる。中止の場合には速やかに申込者に対してその旨を伝えなければならない。

9.2 資格認定

トトレ参加者の資格認定は【7.2】の通りであり、参加することにより必ず資格が得られるわけではない。条件付き認定は認められず【7.2】の方法によるものとする。

9.3 トレーニング時間積算

トレーニング時間の積算回数は以下の通りである。

- a. HTは担当時間（ステージタイム）が対象となる。（上限1開催1回）
- b. ATは担当時間（ステージタイム）が対象となる。（上限1開催1回）
- c. トトレ参加者は最大1回の積算となる。但し公開セミナーは別換算とする。
- d. JCIコースの場合も上記と同じ換算とする。

10. 旅費交通費等の受給規則

- a. HTは旅費交通費の受給対象とする。
- b. ATは原則として旅費交通費の受給対象外とする。

11. 派遣トレーナー規則

原則としてプログラム開催は現役会員のトレーナーを派遣する。また、開催地に近いところに在住するトレーナーを優先する。選考の優先順位は次の通りとする。ただし、主催者の意向を尊重すること。

- a. 同一ブロック
- b. 同一地区
- c. 全国
- d. 海外

11.1 変更の場合

派遣予定のHTやATが変更になる場合には、速やかに主催者およびNOM事務局または担当委員会に連絡しなければならない。

12. トレーナーリスト

公開するトレーナーリストはAT以上の資格保有者を掲載する。また、トレーナー登録をした場合にはトレーナーリストに掲載されることに同意したものとみなされる。

13. 禁止事項

次に掲げる各事項を禁止する。禁止行為が認められた場合には【3.4】の対象となる。

- a. ライブラリのプログラムを使用する場合には、個人または法人報酬を受け取ることはできない。
- b. 青年会議所内のセミナーでは、営利目的の言動や行動を禁止する。
- c. 青年会議所における立場を利用して個人または法人として報酬を受け取ることはできない。



14. トレーナーの定年

a. 40歳を迎え、日本青年会議所を卒業した者は定年とする。

但し、3.1.1の要件を満たし活動しているJCIコースのシニアトレーナーに関しては2019年度までは本要件を適用せず42歳定年とする。また、2018年に改定となったポリシーマニュアルへの対応救済措置として、日本JC公認プログラムのHTは3.1.1の要件を満たす者に限り42歳定年とし、2020年より本要件を運用開始する。

b. 卒業年度のHT資格認定は当該年度の12月第2月曜までに事務局に申請書類が到着したもののみを取り扱う。その際は卒業年度の6月末日までにAT資格を保有していたプログラムのみを認定することとし、それ以降にAT認定されたプログラムについてはHT認定しない。卒業年度の12月第3月曜までにHT資格を有しないものは12月末をもって定年とする。

※b.については2018年度より運用を開始する。

以上



更新履歴

Ver1	2010年1月	社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2	2010年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2.1	2011年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver3	2012年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	全面改訂
Ver3.1	2012年2月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver4	2013年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver5	2013年4月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver6	2013年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver7	2014年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver8	2015年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver9	2016年3月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver10	2017年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver11	2018年5月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12	2019年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	

JCI Vision

“To be the leading global network of young active citizens.”

JCI Mission

“To provide development opportunities that empower young people to create positive change.”

About JCI

JCI is a worldwide community of young active citizens ages 18-40 who share the belief that in order to create positive change, we must take collective action to improve ourselves and the world around us. With over 4,700 Local Organizations in more than 117 countries and territories, JCI forms a vibrant international network with nearly 160,000 members. Engaging in activities ranging from community development to international projects, members demonstrate their social responsibility and improve themselves through participation, leadership and action. The global citizens of JCI are committed to becoming better leaders to build a better future for all.